

新規テーマの提案＜実務対応レベル＞

◆ 提案者：監査人（実務対応専門委員会専門委員）

（テーマ） ポイント引当金
（提案理由） ・我が国においては、小売、通信、航空、サービス等の業種において、企業の販売促進の手段の1つとしてポイント制度が採用されている。我が国では、ポイント制度の普及に伴い、利用実績等のデータが整備され、かつ重要性が高まってきたため、ポイント引当金を計上する会社が増加してきたが、企業会計原則注解【注18】に照らして会計処理が行われていることから、実務においてばらつきが生じている。 ・本来的には、引当金に関する包括的な会計基準の検討が必要かもしれないが、引当金は、経済環境の変化や企業の事業内容の多様化・複雑化などに依存して、多様な実務が存在することから、個別具体的に取扱いを検討することが実務に資するものとする。
（具体的内容） ・企業が顧客に付与するポイントと将来の商品又はサービスとの交換については、顧客への商品又はサービスの販売促進に資する別個の取引として認識するという考え方と、そのポイントを付与する元となった当初売上取引の構成要素として取り扱うという考え方があるが、いずれの考え方が適切か。 ・将来、ポイントと交換される商品又はサービスに備えて引当金を認識する場合、引当金は、売価又は原価のいずれを基礎に測定すべきか。

（対応）

ポイント制度については、提案に記載のとおり、多様であるため、現状の実務の確認も含めて、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する。

◆ 提案者：監査人（実務対応専門委員会専門委員）

(テーマ) リストラクチャリングに関連する引当金
(提案理由) ・いわゆるリストラクチャリング(事業の再構築)等の手段として、事業の整理(譲渡、統合、撤退等)や子会社等の整理(売却、清算等)、事業所の統廃合、工場の閉鎖及び縮小、不採算店舗の閉鎖、従業員の配置転換、子会社等への転籍、希望退職者の募集等が行われることがある。これらは、リストラクチャリング等という目的に関連付けて、様々な名称で引当金が計上されているが、企業会計原則注解【注18】に照らして会計処理が行われていることから、実務においてばらつきが生じている。 ・本来的には、引当金に関する包括的な会計基準の検討が必要かもしれないが、引当金は、経済環境の変化や企業の事業内容の多様化・複雑化などに依存して、多様な実務が存在することから、個別具体的に取扱いを検討することが実務に資するものとする。
(具体的内容) ・リストラクチャリング等の計画の決定・公表・実施のどの時点で引当金を認識すべきか。 ・リストラクチャリング等に伴い発生する費用又は損失のうち、引当金の認識が必要となる対象はどのようなものか。

(事務局対応案)

リストラクチャリングの会計処理に関して、現在行われている実務の確認も含めて、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する。

以上